# 地方分権の理論分析 -国と地方の望ましい役割分担とは-\*

宮澤 和俊

2010年1月13日

#### 概要

地方政府と中央政府の役割分担についてモデルを用いて分析する。主な結論は次の4つである。第1に,交付団体では所得水準が高いほど地方税率は高くなるが,不交付団体では逆に所得水準が高いほど地方税率は低くなる。第2に,交付団体の地方税率は不交付団体の地方税率よりも低い。第3に,地方公共財のスピルオーバー効果がないとき,地方政府に課税権を譲渡し,中央政府は地域間所得移転に特化することにより社会的最適が達成できる。第2に,スピルオーバー効果があるときは上記の役割分担では地方公共財の供給が過少になる。このようなときは,スピルオーバー効果を内部化できる制度改革,たとえば市町村合併,広域連合や道州制などの導入が望ましい。

## 1 1地域モデル

### 1.1 社会的最適

地域の資源制約式を,

$$y = c + g \tag{1}$$

とする. y は所得, c は私的財, g は地方公共財を表す. (1) 式は 1 単位の消費財を用いて 1 単位の地方公共財を生産できることを意味している.

地域住民は私的財と地方公共財の消費から効用を得るとする. 効用関数を,

$$u = (1 - \alpha)\log c + \alpha\log g \tag{2}$$

とする。 $0 < \alpha < 1$  は公共財への選好を表す定数である。 $\alpha$  の値が大きいほど公共財に対する住民の選好が強いことを意味している。

(1) 式の制約のもとで(2) 式を最大化する. 社会的に望ましい資源配分は,

$$c^* = (1 - \alpha)y\tag{3}$$

$$q^* = \alpha y \tag{4}$$

<sup>\*</sup>本稿は,第 11 章「地方分権」(奥野 (2008))の補足である.

である.

問題 1 ラグランジュ乗数法を用いて (3), (4) 式を導出せよ.

## 1.2 地方政府

地方政府は地方税を徴収し地方公共財を生産する. 住民の予算制約式は,

$$(1-t)y = c (5)$$

で与えられる. 0 < t < 1 は地方税率である. (5) 式は住民は可処分所得をすべて消費することを意味している.  $^1$ 

地方政府の予算制約式は,

$$ty = g (6)$$

である.

(5), (6) 式を(2) 式に代入すると, 地域住民の厚生は,

$$u = (1 - \alpha)\log[(1 - t)y] + \alpha\log(ty)$$
$$= (1 - \alpha)\log(1 - t) + \alpha\log t + \log y \tag{7}$$

で与えられる.

地方政府は住民の好みを理解していると同時に,住民の経済厚生が改善することを望んでいると仮定する. (7) 式を最大化する税率は,

$$t = \alpha \tag{8}$$

である.<sup>2</sup>

問題 2 (8) 式を導出せよ.

(8) 式を(5),(6) 式に代入すると(3),(4) 式が得られる. すなわち,地方政府が地方税を徴収し公共財を供給することにより,社会的最適が達成されることがわかる.  $^3$ 

## 2 2地域モデル

本章では地域が複数あるケースを分析する。地域の所得水準には差があるものの人口は同じであると仮定する。 $^4$ 

 $<sup>^1</sup>$ 貯蓄行動をモデルに導入しても結果は変わらない.

 $<sup>^2</sup>$ 日本の地方税率は一律 10% である(県民税 4% ,市民税 6% ).これは  $\alpha=0.1$  であることを示唆している.

 $<sup>^3</sup>$ 本稿では地域の所得yは外生的に決まると仮定する。実際には地方税制のしくみは地域の生産活動に影響するだろう。この点は将来の課題である。

 $<sup>^4</sup>$ 「足による投票」(地域間人口移動)を考えなければ,人口規模の違いをモデルに導入しても結果は変わらない.

政府は階層的であると仮定する. 各地域に地方政府があり, 前章と同じように, 地方税を徴収し地方公共財を供給する. 中央政府は地域間の所得移転政策のみを行うと仮定する.

地域1,地域2の住民の効用関数をそれぞれ,

$$u_1 = (1 - \alpha)\log c_1 + \alpha(\log g_1 + \varepsilon \log g_2) \tag{9.1}$$

$$u_2 = (1 - \alpha)\log c_2 + \alpha(\log g_2 + \varepsilon \log g_1) \tag{9.2}$$

とする.  $\epsilon \geq 0$  はスピルオーバー効果を表す. スピルオーバー効果がなければ  $\epsilon = 0$  である.  $\epsilon > 0$  のとき, 地域 2 の公共サービス  $g_2$  の便益の一部を地域 1 の住民が享受できることを表している.

問題 3 地方公共財のスピルオーバー効果(外部経済効果)の例を挙げよ.

#### 2.1 社会的最適

地域 1、地域 2 の資源制約式をそれぞれ、

$$y_1 = c_1 + g_1 \tag{10.1}$$

$$y_2 = c_2 + g_2 \tag{10.2}$$

とする.

ベンサム基準の社会的最適は次の問題を解くことによって得られる.

$$\max u_1 + u_2 = (1 - \alpha)(\log c_1 + \log c_2) + (1 + \alpha \varepsilon)(\log g_1 + \varepsilon \log g_2)$$

subject to

$$y_1 + y_2 = c_1 + c_2 + g_1 + g_2$$

社会的最適は,

$$c_1^* = c_2^* = \frac{1 - \alpha}{1 + \alpha \varepsilon} \frac{y_1 + y_2}{2} \tag{11.1}$$

$$g_1^* = g_2^* = \frac{\alpha(1+\varepsilon)}{1+\alpha\varepsilon} \frac{y_1 + y_2}{2}$$
 (11.2)

である.

問題 4 ラグランジュ乗数法を用いて (11.1), (11.2) 式を導出せよ.

(11.1), (11.2) 式より、私的財、地方公共財の水準はともに両地域で一致する。各地域の所得  $y_1,y_2$  は同じであるとは限らないので、何らかの手段で地域間の所得格差を是正する必要があることを示唆している。

特に $\varepsilon = 0$ とすると、

$$c_1^* = c_2^* = (1 - \alpha) \frac{y_1 + y_2}{2} \tag{12.1}$$

$$g_1^* = g_2^* = \alpha \frac{y_1 + y_2}{2} \tag{12.2}$$

となる. (12.2) 式は、平均所得  $(y_1+y_2)/2$  のうち、 $\alpha$  の割合を地方公共財の生産に利用するのが望ましいことを意味する. これは (4) 式に対応する. (11.1) 式は  $\varepsilon$  の減少関数、(11.2) 式は  $\varepsilon$  の増加関数である. 地方公共財のスピルオーバー効果が大きければ大きいほど、資源を公共部門にまわした方が良いことを意味している.

#### 2.2 スピルオーバーがないとき

本節ではスピルオーバーがないとき、すなわち  $\varepsilon=0$  のときを分析する. ゲームの手順は次の通りである。まず初めに中央政府が地域間の所得移転をおこなう。次に地方政府が地方税を徴収し地方公共財を供給する。地方公共財のスピルオーバー効果がないとき、ゲームの均衡は社会的最適 (12.1), (12.2) 式に一致することが示される。 $^5$ 

#### 2.2.1 地方政府

逐次ゲームの均衡は後の手番の問題から順に解くことによって得られる.  $^6$  地域  $^1$  の地方政府の最適化問題は次のように定式化される.

$$\max \quad u_1 = (1 - \alpha) \log c_1 + \alpha \log g_1$$

subject to

$$(1 - t_1)y_1 = c_1 (13)$$

$$t_1 y_1 + T_1 = g_1 (14)$$

 $0 < t_1 < 1$  は地域 1 の地方税率を表し、 $T_1$  は地域 1 が受け取る中央政府からの所得移転を表している。 $T_1 > 0$  のときは交付金を受け取ることを意味し、 $T_1 < 0$  のときは交付税を取られることを意味している。いずれの場合も地方政府は直接コントロールできないので、所与として行動するものと考える。 $T_1 = 0$  (13)、 $T_2 = 0$  (14) 式を効用関数に代入すると、 $T_3 = 0$  (15)、 $T_4 = 0$  (15)、 $T_5 = 0$  (15)、 $T_5 = 0$  (16) に対するものと考える。 $T_5 = 0$  (17)、 $T_5 = 0$  (17) に対するものと考える。 $T_5 = 0$  (17) に対すると

$$u_1 = (1 - \alpha) \log[(1 - t_1)y_1] + \alpha \log(t_1y_1 + T_1)$$

が得られる. tで微分すると,

$$\frac{du_1}{dt_1} = -\frac{1-\alpha}{1-t_1} + \frac{\alpha y_1}{t_1 y_1 + T_1}$$

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup>本節のような逐次手番ゲームの均衡を部分ゲーム完全均衡(subgame perfect equilibrium)

という.  $^6$ 後ろ向き帰納法(backward induction)という.

 $<sup>^{7}</sup>$ 国庫補助金、いわゆる「ひもつき補助金」では、地方政府の事業(モデルでは  $g_1$ )に応じて中央政府が補助金を支給する。この場合には、中央政府からの移転を地方政府が間接的にコントロールできる。

となる. これより最適税率は,

$$t_1^* = \alpha - (1 - \alpha) \frac{T_1}{y_1} \tag{15}$$

で与えられる.

## 問題 5 (15) 式を導出せよ.

- (15) 式は  $T_1$  の減少関数である. 中央政府からの所得移転が増えると地方 財政に余裕ができるので、税率を低めに設定する.  $^8$
- (15) 式は  $T_1>0$  のとき, $y_1$  の増加関数, $T_1<0$  のとき, $y_1$  の減少関数である.つまり,交付金を受け取る場合には所得水準の高い地域ほど税率は高くなり,交付税を払う場合には逆に高所得の地域ほど税率が低くなる. $du_1/dt_1$  の第 1 項は増税の限界費用を,第 2 項は限界便益を表す.限界費用は所得水準や移転額に依存しない.しかし限界便益は,経済規模でみた移転額( $T_1/y_1$ )に依存する. $T_1>0$  のとき, $T_1/y_1$  が小さいほど限界便益が増加する.つまり,高所得の地域ほど増税の便益が増えるため,最適税率が上昇する.逆に $T_1<0$  のときは,所得水準が高いほど限界便益が低下するため最適税率が低下する.
- (15) 式を(13), (14) 式に代入すると、地域 1 の私的財、地方公共財はそれぞれ、

$$c_1^* = (1 - \alpha)(y_1 + T_1) \tag{16}$$

$$g_1^* = \alpha(y_1 + T_1) \tag{17}$$

で与えられる. これらを効用関数に代入すると, 間接効用関数

$$u_1^* = (1 - \alpha)\log(1 - \alpha) + \alpha\log\alpha + \log(y_1 + T_1)$$
(18)

が得られる.

## 問題 6 (18) 式を導出せよ.

地域2の地方政府についても同様. 最適税率は,

$$t_2^* = \alpha - (1 - \alpha) \frac{T_2}{y_2}$$

である. (16), (17), (18) 式の添え字を 2 にすることで地域 2 の私的財,地方公共財,そして間接効用関数が得られる.

### 2.2.2 中央政府

中央政府の予算制約式は,

$$T_1 + T_2 = 0 (19)$$

<sup>8</sup>後手番の地方政府は,先手番の中央政府の政策  $T_1$  に「反応」して自分の政策  $t_1$  を決定する.反応関数という.

で与えられる. (19) 式は、中央政府の役割が地域間の所得再分配だけであることを意味している.

中央政府の目的は,ベンサム基準の社会厚生関数

$$u_1^* + u_2^* = 2(1-\alpha)\log(1-\alpha) + 2\alpha\log\alpha + \log(y_1+T_1) + \log(y_2+T_2)$$
 (20) の最大であると仮定する. <sup>9</sup>

(19) 式の制約のもとで (20) 式を最大化する. 最適化の1階の条件は,

$$y_1 + T_1 = y_2 + T_2 (21)$$

である.

問題 7 ラグランジュ乗数法を用いて (21) 式を導出せよ.

(19), (21) 式より,

$$T_1^* = \frac{1}{2} (y_2 - y_1) \tag{22.1}$$

$$T_2^* = \frac{1}{2} (y_1 - y_2) \tag{22.2}$$

が得られる.

地域 2 の方が所得水準が高いとしよう  $(y_2 > y_1)$  . (22.1), (22.2) 式より,  $T_1^* > 0 > T_1^*$  であり、所得格差の 50 パーセントを移転するのが望ましい.

#### 2.2.3 部分ゲーム完全均衡

中央政府は,(22.1),(22.2) 式で与えられる所得移転をおこなう.地方政府は,交付金あるいは交付税に反応して,(15) 式で与えられる地方税率を決定する.

まず (21) 式より,

$$y_1 + T_1^* = y_2 + T_2^* = \frac{y_1 + y_2}{2} \tag{23}$$

が得られる. 所得移転により地域格差は完全に解消されることがわかる.

次に, (15) 式より, 各地域の地方税率は,

$$t_1^* = \alpha - \frac{1}{2}(1 - \alpha)\left(\frac{y_2}{y_1} - 1\right) < \alpha$$
 (24.1)

$$t_2^* = \alpha - \frac{1}{2}(1 - \alpha)\left(\frac{y_1}{y_2} - 1\right) > \alpha$$
 (24.2)

となる。所得水準の低い地域 1 は交付金を受け取る分税率が低くなる。逆に所得水準の高い地域 2 は税率が高くなる。所得格差が大きいほど( $y_2/y_1$  の値が大きいほど)所得移転が増えるため、税率格差は拡大する。

<sup>9</sup>人口規模が同じであれば、ロールズ基準でも結論は変わらない. ただし、中央政府の目的関数については議論の余地がある.

最後に(16),(17)式より,

$$c_1^* = c_2^* = (1 - \alpha) \frac{y_1 + y_2}{2} \tag{25.1}$$

$$g_1^* = g_2^* = \alpha \frac{y_1 + y_2}{2} \tag{25.2}$$

が成り立つ. これは (12.1), (12.2) 式に一致する. すなわち, 地方政府と中央政府による逐次ゲームの均衡は社会的最適を達成する.

**定理 1** 地方公共財のスピルオーバー効果がないとする. 地方政府に課税権を 譲渡し、中央政府は地域間所得移転政策に特化することにより、社会的最適 が達成される.

## 2.3 スピルオーバーがあるとき

本節では地方公共財のスピルオーバー効果があるときの均衡を導出する. 均衡は (11.1), (11.2) 式に一致しない, すなわち, 前節の逐次ゲームでは社会 的最適を実現できないことが示される. その理由は, 地方分権のもとでは各 地方政府は他地域からのスピルオーバー効果をコントロールできないからで ある.

#### 2.3.1 地方政府

地域1の地方政府の最適化問題は次のように定式化される.

$$\max \quad u_1 = (1 - \alpha) \log c_1 + \alpha (\log g_1 + \varepsilon \log g_2)$$

subject to

$$(1 - t_1)y_1 = c_1$$
$$t_1y_1 + T_1 = g_1$$

これを解くと,最適税率は,

$$t_1^* = \alpha - (1 - \alpha) \frac{T_1}{y_1} \tag{26}$$

となる.

問題 8 (26) 式を導出せよ.

(26) 式より、私的財、地方公共財の水準は、

$$c_1^* = (1 - \alpha)(y_1 + T_1)$$
$$g_1^* = \alpha(y_1 + T_1)$$

となる. これらを代入すると, 地域1の住民の間接効用関数は,

$$u_1^* = (1 - \alpha)\log(1 - \alpha) + \alpha\log\alpha + \log(y_1 + T_1) + \alpha\varepsilon\log g_2^*$$
 (27)

となる. ここで、 $g_2^*$  は地域 2 の地方政府が選択する地方公共財を表している. 地域 2 も同様. 最適税率は、

$$t_2^* = \alpha - (1 - \alpha) \frac{T_2}{y_2} \tag{28}$$

である. 私的財, 地方公共財の水準は,

$$c_2^* = (1 - \alpha)(y_2 + T_2)$$
$$g_2^* = \alpha(y_2 + T_2)$$

であり, 間接効用関数は,

$$u_2^* = (1 - \alpha)\log(1 - \alpha) + \alpha\log\alpha + \log(y_2 + T_2) + \alpha\varepsilon\log g_1^*$$
 (29)  
となる.

#### 2.3.2 ナッシュ均衡

各地方政府は、他地域の地方政府の行動および地方公共財のスピルオーバー効果を所与として、自地域の地方税率を独立して決定する。ナッシュ均衡は(26)、(28)式により求められる。均衡での利得は、(27)、(29)式より、

$$u_1^{**} = (1 - \alpha)\log(1 - \alpha) + \alpha(1 + \varepsilon)\log\alpha + \log(y_1 + T_1) + \alpha\varepsilon\log(y_2 + T_2)$$
(30.1)

$$u_2^{**} = (1 - \alpha)\log(1 - \alpha) + \alpha(1 + \varepsilon)\log\alpha + \log(y_2 + T_2) + \alpha\varepsilon\log(y_1 + T_1)$$
(30.2)

で与えられる. 上付きの\*\*はナッシュ均衡の利得を表している.

#### 2.3.3 中央政府

中央政府の問題は次のように定式化される.

max 
$$u_1^{**} + u_2^{**}$$
 subject to  $T_1 + T_2 = 0$ 

(30.1), (30.2) 式より,

 $u_1^{**}+u_2^{**}=2(1-\alpha)\log(1-\alpha)+2\alpha(1+\varepsilon)\log\alpha+(1+\alpha\varepsilon)[\log(y_1+T_1)+\log(y_2+T_2)]$ であるから、最適化の 1 階の条件は、

$$y_1 + T_1 = y_2 + T_2$$

となる. これを解いて、中央政府の移転は、

$$T_1^{**} = \frac{1}{2} (y_2 - y_1) \tag{31.1}$$

$$T_2^{**} = \frac{1}{2} (y_1 - y_2) \tag{31.2}$$

で与えられる.

#### 2.3.4 部分ゲーム完全均衡

(31.1), (31.2) 式は (22.1), (22.2) 式に一致する. (26) 式は (15) 式に一致する. つまり、地方公共財のスピルオーバー効果がある場合でも、逐次ゲームの均衡は前節の均衡に一致する.

$$c_1^{**} = c_2^{**} = (1 - \alpha) \frac{y_1 + y_2}{2}$$
 (32.1)

$$g_1^{**} = g_2^{**} = \alpha \frac{y_1 + y_2}{2} \tag{32.2}$$

(32.1), (32.2) 式を(11.1), (11.2) 式の社会的最適と比較すると,

$$c_1^{**} > c_1^*$$
 $q_1^{**} < q_1^*$ 

となっていることがわかる.

問題 9 各自で確認せよ.

**定理 2** 地方公共財のスピルオーバー効果があるとき,逐次ゲームの均衡では 地方公共財の供給は社会的最適にくらべ過少になる.

逐次ゲームの均衡は、社会的最適と比較して、私的財消費が過大になり、地方公共財の供給が過小になる。その理由はこうである。各地方政府は、自地域の地方公共財の水準を決定するとき、他地域へのスピルオーバー効果を考慮しない。つまり、地方公共財の社会的便益を過少評価している。したがって地方公共財の供給が過小になる。10中央政府は交付税交付金を利用することにより、非効率性を一部改善できる。しかし、各地域の資源の再配分の権限は地方政府にあるため、上記の構造では社会的最適は達成されない。

#### 2.3.5 解決策

非効率なナッシュ均衡から脱却するためには何が必要だろうか. もっとも簡単な解決策は「協調」である. 地方政府が協調して, 地方公共財のスピル

<sup>10</sup>ナッシュ均衡の非効率性については「囚人のジレンマ」がよく知られている.

オーバー効果という外部経済を内部化すればよい.具体的には、(1) スピルオーバー効果が大きい隣接市町村の合併、(2) スピルオーバー効果が大きい公共サービスについては、広域連合を形成して共同でサービスを供給する、(3) 都道府県の合併、すなわち道州制、である.いずれの場合も、新しい政府の行動は、理論的には、2.1 節の社会的最適のモデルで説明できるだろう.ただし、合併のメリットだけを考えるのではなく、合併のデメリットに対する考慮も当然必要である.

問題 10 他にどのような解決策があるか、考えよ.

## 3 実証分析

本章では都道府県データおよび市町村データを用いて日本の地方税および 交付金の現状を概観し、理論モデルの妥当性を検証する<sup>11</sup>.

表 1 は 2007 年度の都道府県別の人口,地方交付税,地方税,課税対象所得の一覧である。地方交付税の不交付団体は東京都と愛知県の 2 つだけである。交付金の多い都道府県は,北海道 (7,127 億円),兵庫県 (2,887 億円),新潟県 (2,850 億円),鹿児島県 (2,824 億円),福岡県 (2,641 億円)などである。

表 2 は、人口規模を調整し、交付金と課税所得を 1 人あたりに換算したものである. 1 人あたり交付金が多いのは、島根県(24.9 万円)、鳥取県(21.6 万円)、高知県(21.5 万円)、徳島県(18.1 万円)、秋田県(17.9)万円などである. 中国、四国、東北地方の数値が大きいことがわかる. 1 人あたり課税所得は都道府県の所得水準を表していると考えられる. 上位は東京(222 万円)、神奈川県(190 万円)、愛知県(176 万円)、千葉県(167 万円)、埼玉県(164 万円)であり、下位は沖縄県(89 万円)、青森県(99 万円)、宮崎県(101 万円)、鹿児島県(101 万円)、秋田県(102 万円)である. 上から 5番目の埼玉県と下から 5番目の秋田県を比較すると、課税所得に 1.5 倍の格差があることがわかる. 3列目の地方税率は、表 1のデータから次の式を用いて計算したものである<sup>12</sup>.

地方税率がもっとも高いのは東京都(20%),もっとも低いのは奈良県 (7.1%) である。地方税率の違いは、交付税や所得水準と相関があるのだろうか。 グラフ 1 はヨコ軸に 1 人あたり課税所得を、タテ軸に地方税率を測ったものである。白丸は不交付団体を、黒丸は交付団体を表している。グラフより、交付団体の地方税率は不交付団体の地方税率よりも低いことがわかる。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup>データは東洋経済新報社 (2009) を用いた.

 $<sup>^{12}</sup>$ 日本の個人住民税の所得割は  $^{10}$ % で一律である(うち  $^{4}$ % が県民税率, $^{6}$ % が市民税率). しかし上の式を用いることにより,地域特性がより明確になると考えられる.

これは、前章の (24.1), (24.2) 式の結果と整合的である. しかし、(15) 式が示すように、交付団体  $(T_1>0)$  の最適税率は所得の増加関数であったが、都道府県データではこの性質を確認することはできない. モデルでは地方政府が地方税率を自由に設定できると仮定していたが、現実には裁量権が制限されているのが理由の 1 つと考えられる.

**グラフ**2はヨコ軸に1人あたり交付税を測ったものである. (15) 式によれば、交付金が多ければ多いほど最適税率は低下する. すなわち右下がりの関係が観察されるはずである. グラフでははっきりしないが、左下の都道府県(神奈川、千葉、埼玉、兵庫、奈良など)を除いてみると、右下がりの関係があるようにも思われる<sup>13</sup>.

地方公共財のスピルオーバー効果を分析するには、都道府県では地域が広すぎる可能性がある. 表 3 は愛知県の市町村データの一覧である14. 2007 年度は名古屋市を含むすべての市町村が交付団体になっている. 表 4 は、表 2 と同じように、1 人あたり課税所得、1 人あたり交付金、そして地方税率を計算したものである. 所得水準が高いのは、三好町(207万円)、刈谷市(205万円)、日進市(204万円)、豊田市(199万円)、知立市(199万円)である. もっとも低い東栄町は青森県と同じ水準である(99万円). グラフ 3 はヨコ軸に 1 人あたり課税所得を、タテ軸に地方税率を測ったものである15. モデルから類推される右上がりの関係はあまりはっきりしないように思われる. グラフ 4 はヨコ軸に 1 人あたり交付税を測ったものである16. わずかではあるが右下がりの関係があるように思われる. 「交付団体では交付金が多いほど最適税率は低くなる」というモデルの結果が検証されるのではないかと考えられる.

## 参考文献

- [1] 奥野信宏 (2008) 「公共経済学」(第3版), 岩波書店.
- [2] 東洋経済新報社 (2009) 「地域データ CD-ROM 2010」.

<sup>13</sup>交付税,地方税率のいずれも低い県は,住民の厚生最大化以外の別の誘因にもとづいて行動している可能性があるかもしれない.

<sup>14</sup>市町村の位置関係については文末に白地図を利用されたい.

 $<sup>^{15}</sup>$ 飛島(とびしま)村,豊根町そして田原市の税率の高さはやや異常である.なぜこのように高い数字なのかは将来の課題である.

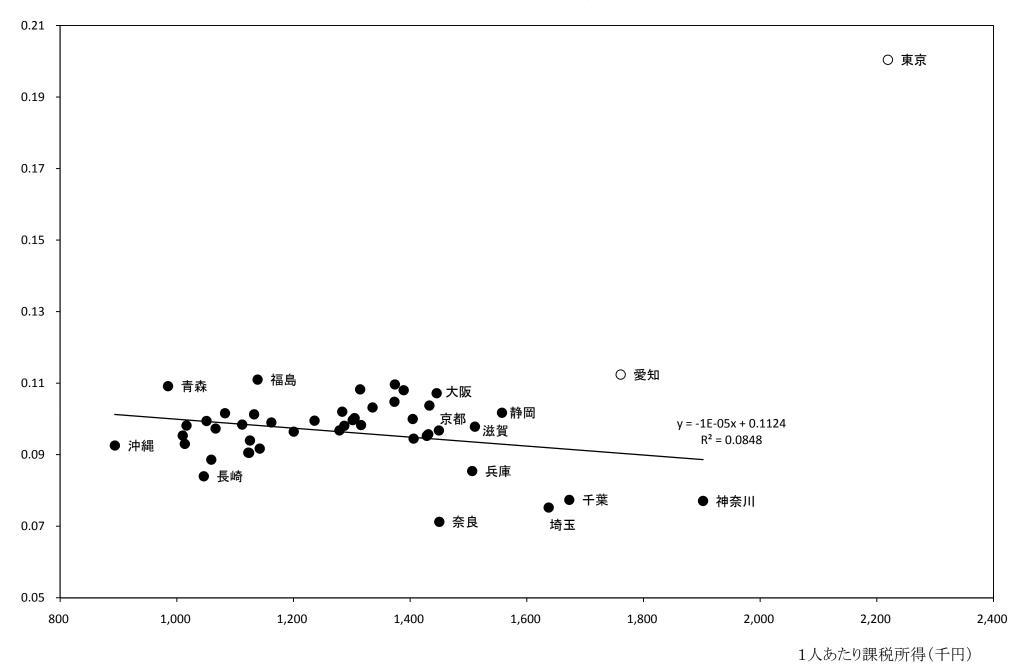
<sup>16</sup>飛島村と豊根町は除いてある.

	人口	地方交付税	地方税	課税対象所得
	人	千円	千円	千円
北海道	5,600,705	712,697,493	648,323,135	6,723,187,461
青森県	1,445,592	225,359,153	155,417,685	1,423,813,465
岩手県	1,377,666	237,083,891	143,934,815	1,447,773,356
宮城県	2,340,485	175,440,780	295,444,413	3,012,567,904
秋田県	1,143,829	204,629,189	114,115,112	1,162,787,214
山形県	1,204,099	188,734,506	127,308,501	1,355,027,982
福島県	2,089,439	222,700,006	263,997,277	2,378,742,790
茨城県	2,986,115	156,613,155	429,674,368	4,100,073,475
栃木県	2,006,363	109,590,481	301,028,548	2,786,589,743
群馬県	2,016,236	125,119,798	277,906,857	2,692,782,297
埼玉県	7,042,044	177,967,043	867,378,613	11,531,142,480
千葉県	6,058,248	138,847,067	784,015,091	10,134,276,258
東京都	12,361,736	-	5,497,271,578	27,430,139,719
神奈川県	8,741,025	22,118,310	1,281,171,724	16,626,037,424
新潟県	2,425,683	284,996,127	298,350,044	2,998,253,742
富山県	1,110,713	121,360,848	151,140,708	1,586,696,650
石川県	1,169,249	128,403,300	164,179,526	1,642,105,402
福井県	818,443	119,830,985	123,272,133	1,124,413,760
山梨県	875,621	119,688,624	124,589,198	1,150,771,194
長野県	2,184,596	216,973,837	282,507,342	2,874,602,837
岐阜県	2,100,413	165,993,873	279,031,633	2,953,074,081
静岡県	3,775,367	127,970,280	598,152,048	5,879,832,755
愛知県	7,145,614	-	1,414,281,656	12,582,616,820
三重県	1,857,090	124,181,311	276,054,022	2,661,140,945
滋賀県	1,371,577	95,844,847	202,742,909	2,072,426,242
京都府	2,562,282	140,705,347	359,339,580	3,713,414,536
大阪府	8,665,105	178,937,192	1,342,486,283	12,525,093,916
兵庫県	5,580,497	288,738,196	718,086,866	8,406,254,443
奈良県	1,425,308	141,292,392	147,204,173	2,066,642,398
和歌山県	1,053,896	155,266,835	107,215,013	1,184,465,089
鳥取県	606,695	130,892,275	61,672,874	681,016,447
島根県	739,080	183,662,693	77,403,432	844,141,994
岡山県	1,951,420	149,444,954	255,215,781	2,546,315,679
広島県	2,867,423	165,646,261	392,784,031	4,103,538,779
山口県	1,489,176	159,353,337	194,978,493	1,911,379,912
徳島県	811,678	146,569,928	93,382,499	943,216,785
香川県	1,023,074	104,043,641	132,718,400	1,331,568,552
愛媛県	1,479,775	170,506,861	169,714,992	1,675,789,282
高知県	792,419	170,392,629	74,350,651	839,209,392
福岡県	5,030,311	264,076,426	622,544,910	6,432,585,650
佐賀県	868,562	136,349,133	95,524,221	940,337,996
長崎県	1,482,146	230,453,365	130,190,910	1,550,638,064
熊本県	1,852,073	217,890,570	192,188,451	1,975,158,855
大分県	1,218,066	169,751,845	133,305,124	1,354,594,789
宮崎県	1,167,509	189,253,501	112,452,910	1,179,345,838
鹿児島県	1,751,510	282,438,579	165,137,421	1,775,450,753
沖縄県	1,387,518	198,423,934	114,788,351	1,240,114,298

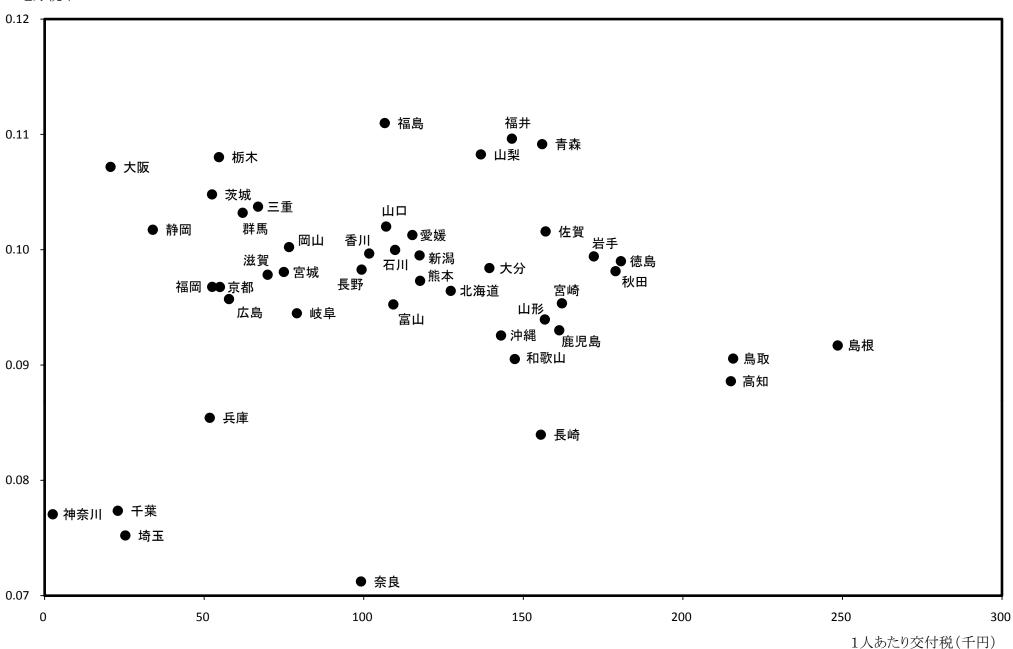
出所 総務省自治税務局 市町村別決算状況調

	1人あたり交付金(千円)	1人あたり課税所得(千円)	地方税率
東京都	0	2,219	0.200
愛知県	0	1,761	0.112
神奈川県	3	1,902	0.077
大阪府	21	1,445	0.107
千葉県	23	1,673	0.077
埼玉県	25	1,637	0.075
静岡県	34	1,557	0.102
兵庫県	52	1,506	0.085
茨城県	52	1,373	0.105
福岡県	52	1,279	0.097
栃木県	55	1,389	0.108
京都府	55	1,449	0.097
広島県	58	1,431	0.096
群馬県	62	1,336	0.103
三重県	67	1,433	0.104
滋賀県	70	1,511	0.098
宮城県	75	1,287	0.098
岡山県	77	1,305	0.100
岐阜県	79	1,406	0.094
奈良県	99	1,450	0.071
長野県	99	1,316	0.098
香川県	102	1,302	0.100
福島県	107	1,138	0.111
山口県	107	1,284	0.102
富山県	109	1,429	0.095
石川県	110	1,404	0.100
愛媛県	115	1,132	0.101
新潟県	117	1,236	0.100
熊本県	118	1,066	0.097
北海道	127	1,200	0.096
山梨県	137	1,314	0.108
大分県	139	1,112	0.098
沖縄県	143	894	0.093
福井県	146	1,374	0.110
和歌山県	147	1,124	0.091
長崎県	155	1,046	0.084
青森県	156	985	0.109
山形県	157	1,125	0.094
佐賀県	157	1,083	0.102
鹿児島県	161	1,014	0.093
宮崎県	162	1,010	0.095
岩手県	172	1,051	0.099
秋田県	179	1,017	0.098
徳島県	181	1,162	0.099
高知県	215	1,059	0.089
鳥取県	216	1,123	0.091
島根県	249	1,142	0.092

出所 総務省自治税務局 市町村別決算状況調

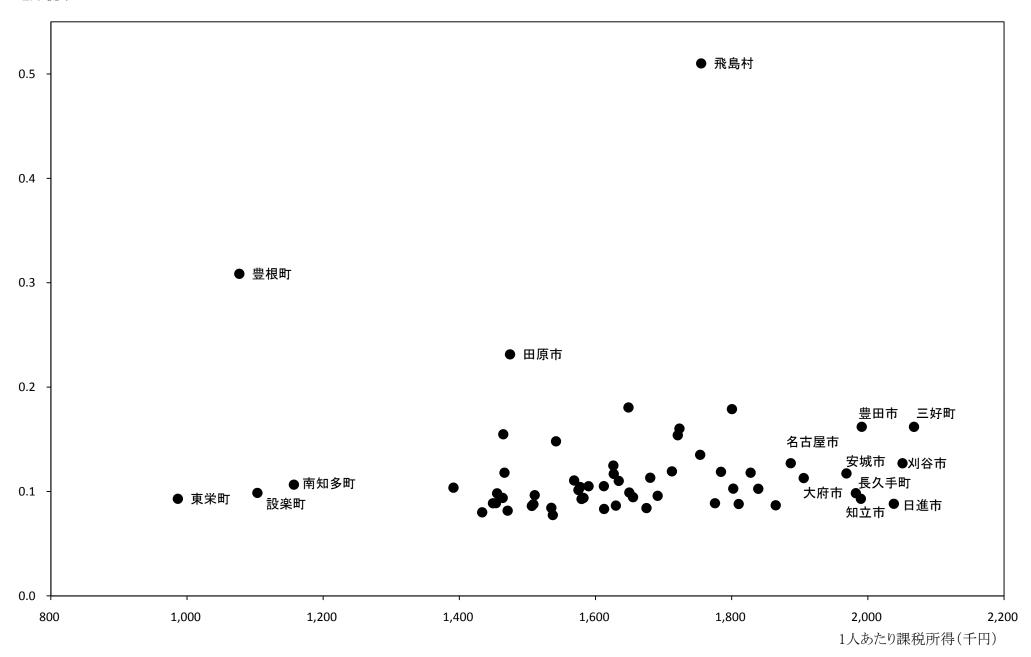






	人口	課税対象所得	地方交付税	地方税
	人	千円	千円	千円
名古屋市	2,154,287	4,064,572,303	506,519	516,508,847
豊田市	401,120	798,639,319	5,158,834	129,358,726
一宮市	375,630	544,433,740	7,096,738	48,316,095
豊橋市	362,887	593,002,294	374,186	65,307,405
岡崎市	360,008	662,061,679	976,034	67,924,059
春日井市	297,020	502,327,877	212,426	48,148,224
安城市	169,800	334,261,472	46,724	39,216,666
豊川市	157,923	247,715,532	1,427,594	27,390,686
小牧市	143,707	252,019,652	91,331	34,059,382
刈谷市	138,016	283,052,064	42,643	35,966,468
稲沢市	135,202	213,263,757	2,481,426	22,243,066
瀬戸市	128,651	203,204,279	632,373	18,858,718
半田市	116,394	199,287,619	108,020	23,768,961
東海市	104,659	180,354,851	37,651	28,900,171
西尾市	101,742	185,965,794	81,606	21,943,083
江南市	99,761	153,138,944	1,518,779	12,911,025
知多市	83,749	140,729,134	48,237	15,925,560
蒲郡市	81,579	119,617,674	549,351	14,111,810
大府市	80,637	153,678,252	78,745	17,340,451
尾張旭市	78,962	140,191,274	179,115	12,441,764
北名古屋市	78,271	129,116,404	758,174	12,779,986
日進市	76,880	156,692,010	57,911	13,819,512
犬山市	73,394	116,680,430	321,142	12,257,254
碧南市 愛西市	69,632	125,360,652	58,154	22,429,097
	66,579	95,445,063	4,053,665	7,639,146
豊明市 津島市	66,149	119,748,046	166,107	10,537,595
田原市	65,766 65,695	96,258,538 96,864,693	2,122,012 2,784,284	9,035,391 22,413,673
知立市	64,455	128,249,846	107,990	11,929,745
清須市	62,974	102,445,679	463,672	11,968,257
三好町	53,956	111,567,838	30,553	18,070,121
常滑市	52,246	76,515,137	70,306	11,843,474
新城市	52,160	72,572,287	4,763,943	7,522,993
東浦町	47,744	86,049,489	107,639	8,842,712
岩倉市	45,864	76,812,850	1,154,265	6,459,013
長久手町	44,819	88,847,942	50,495	8,739,547
弥富市	42,590	68,665,118	476,039	7,218,098
武豊町	41,076	66,795,720	36,397	8,340,342
高浜市	41,069	73,278,280	119,609	8,710,110
東郷町	39,583	73,808,852	72,892	6,406,869
甚目寺町	38,586	58,128,384	483,181	5,009,255
蟹江町	36,694	59,806,704	88,878	5,171,543
幸田町	35,306	60,753,540	34,068	9,349,714
扶桑町	33,002	52,220,945	78,838	4,901,024
大治町	28,854	43,534,570	158,022	3,820,192
阿久比町	24,883	41,184,220	332,428	3,892,521
一色町	24,206	39,034,681	1,031,004	3,249,671
美浜町	24,205	35,229,238	848,699	3,459,569
美和町	23,970	36,848,060	743,280	2,851,792
七宝町	22,871	33,640,874	726,881	2,745,475
吉良町 南知多町	22,621	35,626,638	384,124	3,612,026
大口町	21,729	25,139,634	1,611,159	2,678,533
人口呵 小坂井町	21,588 21,050	35,585,060	27,089 375,868	6,423,638
豊山町	13,596	31,800,508 20,964,604	375,868 31,220	3,068,020 3,104,422
幡豆町	12,955	18,834,174	710,473	1,672,670
設楽町	6,480	7,150,053	2,207,078	705,175
飛島村	4,507	7,130,033	18,931	4,035,648
東栄町	4,368	4,309,235	1,417,379	400,659
豊根村	1,507	1,622,726	915,874	500,730
五 1火.1 1	1,507	1,022,120	713,014	500,750

	1人あたり課税所得(千円)	1人あたり交付金(千円)	地方税率
三好町	2,068	0.6	0.162
刈谷市	2,051	0.3	0.127
日進市	2,038	0.8	0.088
豊田市	1,991	12.9	0.162
知立市	1,990	1.7	0.093
長久手町	1,982	1.1	0.098
安城市	1,969	0.3	0.117
大府市	1,906	1.0	0.117
名古屋市	1,887	0.2	0.127
東郷町	1,865	1.8	0.087
岡崎市	1,839	2.7	0.103
西尾市	1,828	0.8	0.118
豊明市	1,810	2.5	0.088
東浦町	1,802	2.3	0.103
碧南市	1,800	0.8	0.179
高浜市	1,784	2.9	0.119
尾張旭市	1,775	2.3	0.089
飛島村	1,775	4.2	0.510
小牧市	1,754	0.6	0.135
東海市	1,723	0.4	0.160
幸田町	1,721	1.0	0.154
半田市	1,721	0.9	0.134
春日井市	1,691	0.7	0.096
知多市	1,680	0.6	0.113
岩倉市	1,675	25.2	0.084
阿久比町	1,655	13.4	0.095
北名古屋市	1,650	9.7	0.099
大口町	1,648	1.3	0.181
豊橋市	1,634	1.0	0.110
蟹江町	1,630	2.4	0.086
清須市	1,627	7.4	0.080
武豊町	1,626	0.9	0.125
一色町	1,613	42.6	0.083
弥富市	1,612	11.2	0.105
犬山市	1,590	4.4	0.105
扶桑町	1,582	2.4	0.094
瀬戸市	1,580	4.9	0.093
稲沢市	1,577	18.4	0.104
吉良町	1,575	17.0	0.101
豊川市	1,569	9.0	0.111
豊山町	1,542	2.3	0.148
美和町	1,537	31.0	0.077
江南市	1,535	15.2	0.084
小坂井町	1,511	17.9	0.096
大治町	1,509	5.5	0.088
甚目寺町	1,506	12.5	0.086
田原市	1,474	42.4	0.231
七宝町	1,471	31.8	0.082
蒲郡市	1,466	6.7	0.118
常滑市	1,465	1.3	0.155
津島市	1,464	32.3	0.094
美浜町	1,455	35.1	0.098
幡豆町	1,454	54.8	0.089
一宮市	1,449	18.9	0.089
愛西市	1,434	60.9	0.080
新城市	1,391	91.3	0.104
南知多町	1,157	74.1	0.107
設楽町	1,103	340.6	0.099
豊根村	1,077	607.7	0.309
東栄町	987	324.5	0.093
VI->I>. 1	701	321.3	0.073



グラフ4 1人あたり交付金と地方税率(愛知県市町村,2007年度)

